

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

水と自然があふれる美しいまち奈義町清流再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県勝田郡奈義町

3. 地域再生計画の区域

岡山県勝田郡奈義町の全域

4. 地域再生計画の目標

奈義町は、岡山県の東北部に位置し、東西9km、南北10km、面積69.54km²を有し、東は美作市、西は津山市、南は勝央町、北は中国山地の那岐山(1,255m)、瀧山(1,197m)の連山の分水嶺を境として鳥取県智頭町と隣接している。平成20年度末(平成21年3月31日現在)における人口は6,404人で、町内には8つの一級河川と32の準用河川が流れており、なかでも一級河川淀川、馬桑川は岡山県清流50選に指定されるなど、水と密接に結びつきながら発展してきた町である。

本町は、昭和36年7月に陸上自衛隊日本原駐屯地の誘致が議決されて以来、基地周辺整備事業により、道路、河川、教育施設などの整備が行われ、その他、農業構造改善事業、東山工業団地、公社営畜産基地建設事業、行政及び民間企業による住宅団地の開発など、相次いで町の歴史を変える大規模開発が進み、基盤が確立された。

これらの大規模開発に伴う生活様式の変化などにより、河川や溜池の水質悪化が急速に進んでいた。

このような背景のもと、平成13年度には特定環境保全公共下水道事業に着手し、平成元年から推進してきた浄化槽設置整備事業を、平成19年度からは浄化槽市町村整備推進事業へ展開し、公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、水洗化などによる快適で潤いのある生活環境の実現を目指しているところであるが、当町の汚水処理普及率は64%程度であり、依然として整備が進んでいる状況とはいえない。

そうした状況の中、本町における人口減少は深刻であり、昭和45年～昭和60年は、工場誘致や地場産業の振興、公共事業拡大などの施策の効果により、増加の傾向を示していたが、昭和60年以降は、再び減少傾向となっている。

このため、汚水処理施設整備を一層促進し、町内河川の清流を再生することにより、昔のような子供が遊べる美しい川づくりを行い、また、自然への回帰やゆとり志向など、ライフスタイルと価値観の変化を踏まえた町営分譲宅地の販売及び新たな整備により、Uターン・Iターンによる人口増加を図り、自然と共生した地域の再生を目指す。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を64%から96%に向上)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本町内には8つの一級河川と32の準用河川が流れており、なかでも一級河川淀川、馬桑川は岡山県清流50選に指定されるなど、水と密接に結びつきながら発展してきた町である。

近年、自然への回帰やゆとり志向など、ライフスタイルと価値観が変化する中で、特定環境保全公共下水道事業（柿、高円、行方、関本地区）と浄化槽設置整備事業（市町村設置型）（特定環境保全公共下水道以外の地区）の長所を生かしながら、効率的かつ適正な污水处理施設整備を一層促進し、町内河川の清流を再生することにより、美しい川作りをする。

これにより、住民の定着率を高めるだけでなく、Uターン、Iターンによる人口増加を図り、自然と共生した地域の再生を目指す。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

污水处理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・特定環境保全公共下水道・・・平成20年11月に事業変更認可

[事業主体]

- ・岡山県勝田郡奈義町

[施設の種類の種類]

- ・特定環境保全公共下水道、浄化槽（市町村設置型）

[事業区域]

- ・特定環境保全公共下水道 奈義町 柿、高円、行方、関本地区
- ・浄化槽（市町村設置型） 奈義町 特定環境保全公共下水道以外の地区

[事業期間]

特定環境保全公共下水道 平成22年度～26年度
浄化槽（市町村設置型） 平成22年度～26年度

[整備量]

- ・特定環境保全公共下水道 交付金対象事業 φ150～300 13,800m
(単独事業 φ150 1,200m)
- ・浄化槽 50基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

特定環境保全公共下水道 1,710人
浄化槽（市町村設置型） 150人

[事業費]

特定環境保全公共下水道 1,640,000千円
(うち、国費 820,000千円)

	単独事業費	215,700千円
浄化槽（市町村設置型）		46,575千円
	（うち、国費	15,525千円）
合計		1,686,575千円
	（うち、国費	835,525千円）
	単独事業費	215,700千円

5-3 その他の事業

分譲宅地造成事業（定住化対策）

※保有区画数	御崎野団地	4区画
	つくし団地	5区画
	西ノ谷団地	1区画

6. 計画期間

平成22年度～26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す数値目標については、毎年度末に汚水処理人口普及率の調査を行う。

また、平成26年度に奈義町の下水道整備が完了することに伴い、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

汚水処理施設整備計画については、最新のデータに基づいて施設計画を再検討したものであり、既存の「岡山県クリーンライフ100構想」（都道府県構想）に掲載された計画と異なる計画としたため、次回の都道府県構想の見直し時に反映することとする。